

## 食品衛生法改正に伴う対応について

## 1 改正の概要

## (1) HACCPに沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に対し、一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理の実施を求める。

ただし、規模や業種等を考慮した一定の事業者については、取り扱う食品の特性等に  
応じた衛生管理とする。

※営業届出制度の対象外となる「公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの」は  
制度化の対象外

## ①HACCPに基づく衛生管理

コーデックスのHACCP 7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や  
製造方法等に応じ、計画を作成、管理を行う。

## ②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。

## (2) 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

- ・現在の営業許可制度は、昭和47年から見直されておらず、現状の営業実態に合っていない場合があることから、実態に応じたわかりやすい仕組みを構築するものである。
- ・HACCPの制度化に伴い、現在許可対象となっていない施設（不要許可施設）を把握することを目的として、新たに届出制度を創設する。
- ・現在の政令許可業種34業種を見直し、新たに32業種とすることが、政令で定められた。[資料4 24ページ](#)
- ・また、営業届出制度の対象外となる、「公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるもの」として、5つの営業が定められた。[資料4 25ページ](#)
- ・これにより、食品等事業者は、下記の3つに分類されることとなる。

①要許可業種（政令許可32業種）

②要届出業種（①③に該当しない業種全て）

③届出対象外（政令で定める5つの営業）

## 2 千葉県の対応

### (1) 条例等の改正

- ・食品衛生法施行条例、使用料及び手数料条例等、関係条例等の整備を行う。
- ・現在、千葉県食品衛生法施行条例において、要許可業種の「公衆衛生上必要な営業施設の基準（施設基準）」及び「公衆衛生上講ずべき措置の基準（管理運営基準）」が定められている。
- ・今回の改正に伴い、施設基準については、省令で示される基準を参酌して条例で定めることとなり、管理運営基準については、省令で基準が定められることとなる。
- ・省令は令和元年11月公布予定である。
- ・食品衛生法施行条例の改正は、令和2年2月議会に上程予定。

### (2) 食品衛生法の改正に伴う新制度の普及及び導入支援

#### ① 「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化」への対応

##### ア 「HACCPに基づく衛生管理」の導入支援

- ・昨年度までに引き続き、「HACCPセミナー&相談会」を各保健所単位で開催し、管内の対象事業者に対する導入支援を実施する。
- ・当セミナーにおいてコーデックスの7原則に基づいた管理手法を学んでもらい、同一会場で実施する相談会において個別に支援を行う。
- ・セミナー後の支援については、管轄する保健所において行う。

##### イ 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入支援

- ・小規模な事業者や食品販売を行う事業者が広く対象となることから、地域において食品等事業者の自主衛生管理の指導に当たっている食品衛生指導員に対し、HACCPの知識習得を目的とした技術講習を実施する。  
(令和元年度：19回予定、平成30年度：20回)
- ・小規模事業者等が無理なく導入できるように、国が示している手引書をベースとした講習会資料（講義＋演習）を作成し、各保健所で実施する衛生講習会等の場を活用し幅広く周知・導入支援を進めている。
- ・HACCPに沿った衛生管理の制度化、特に「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の周知を目的にリーフレットを作成（平成31年3月）し、対象事業者・関係団体等への配布を行っている。

## ②営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

- ・新制度普及用資料の作成・配布等、各種広報を実施する。
- ・新たに営業許可・届出の対象となる事業者について、関係部局・関係団体と連携の上、実態把握及び制度普及に努める。

## (3) 新制度における事務手続き及び監視指導方法等の検討

- ・千葉県健康福祉部衛生指導課及び各健康福祉センター（保健所）の食品衛生監視員からなる「食品衛生法改正に係る検討会」を平成31年2月に設置し、令和元年10月末までに会議を4回開催した。
- ・「HACCPに沿った衛生管理の制度化」に係る監視指導方法、「営業許可制度の見直し・営業届け出制度の創設」に係る許可・届出の事務手続き方法等、食品衛生法の一部改正に伴う新制度の施行に当たり必要な事項について検討を行っており、今後も月1回程度のペースで会議を開催する。

## (4) 食品衛生管理システムの改修

- ・許可・届出業種の変更等の新制度への対応、国が新たに開発をしている食品衛生申請等システムとの連携等、現行の県食品衛生管理システムの改修を行う。

## 3 懸案事項

### 「許可制度の見直し及び届出制度の創設」に伴う対象施設の把握方法及び周知方法

- ・現在、許可の対象となっていない業種のうち、今後新たに許可・届出の対象となる業種については、全ての施設を把握できていないため、対象施設の把握方法及び制度の周知方法が懸案となっている。